

砂沼親子マラソン大会出店事業者募集要項

1. 目的

砂沼親子マラソン大会2026において、移動販売車（以下「キッチンカー」という。）による飲食物の提供により、大会における賑わいづくりの創出と魅力の向上を図る。

2. 大会概要

（1）大会名称

砂沼親子マラソン大会2026

（2）開催日時

令和8年11月15日（日）

第1レース午前9時スタート、最終レース午前10時50分スタート予定

※雨天決行、荒天中止

（3）開催場所

砂沼広域公園（下妻市長塚29）

（4）開催内容

年中児から中学生を対象としたマラソン大会で、年中児から小学4年生までは子どもと親と一緒に走る部門として開催し、小学5年生から中学生までは単独で走る部門として開催する。

（5）来場見込数

約1,500人（一般観覧者、大会関係者を含む）

※園児から中学生までの来場者と、大人の来場者の割合が半々となる見込み

3. 募集内容

（1）出店日

令和8年11月15日（日）

（2）営業時間・搬入搬出時間

①搬入時間：午前7時から午前7時30分まで（準備は出店日当日のみ）

②営業時間：午前8時から正午まで

③搬出時間：営業時間終了後

※営業時間終了まで車両移動はできないものとする。

※搬入・搬出の詳細については、出店事業者に別途通知する。

（3）募集台数

3～5台程度

※応募期限後に選定を行い出店事業者を決定いたします。出店の可否については、8月21日（金）までに連絡いたします。

（4）出店場所

砂沼広域公園（下妻市長塚29）

※別添資料「砂沼親子マラソン大会キッチンカー周辺レイアウト・出店場所図」参照。

出店場所内での配置は出店可否の連絡の際にお知らせいたします。

(5) 出店料
無料

4. 応募について

(1) 応募要件

応募要件は、次の要件すべてを満たす者とする。

- ①応募者はキッチンカー事業者であり、茨城県内でキッチンカーの営業に係る必要な許可を有すること。
- ②販売する商品は、飲食店営業（ただし、自動車営業に限る）として、茨城県内での食品営業許可を得ている飲食物のみとし、酒類の販売は禁止とする。
- ③食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有するもの。
- ④生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）への加入など事故発生時に十分な対応ができる措置を講じること。
- ⑤地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項の規定（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当する者でないこと。
- ⑥無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成１１年法律第１４７号）第８条第２項第１号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。

(2) 応募方法

以下の書類を電子メール、郵送または持参にて下記応募先まで提出すること。

- ・砂沼親子マラソン大会２０２６出店申込書兼誓約書
- ・本人確認書面（運転免許証の写し、マイナンバーカードの写し、パスポートの写し等）
- ・開店状態がわかる写真（車両ナンバーが分かるもの）
- ・食品営業許可証の写し
- ・自動車検査証の写し
- ・生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）の写し

(3) 応募先

砂沼親子マラソン大会実行委員会（下妻市役所生涯学習課内）

〒３０４－８５０１茨城県下妻市本城町三丁目１３番地

電話：０２９６－４５－８９９７

メール：sports@city.shimotsuma.lg.jp

※メールの件名は「砂沼親子マラソン大会２０２６出店応募」とすること。

(4) 応募期限

令和８年７月３１日（金）

5. 遵守事項

出店事業者は下記の遵守事項に従うこと。遵守事項や砂沼親子マラソン大会実行委員会の指示に従わない場合には、出店許可を取消すものとする。

- (1) 大会参加者、関係者等へ危険がないよう配慮し、安全対策を講じること。
- (2) 砂沼広域公園内を移動する際はハザードランプを点灯させ、大会参加者、関係者等を最優先に速度5 km/h以下で走行すること。
- (3) 砂沼親子マラソン大会実行委員会及び関係機関へ必要書類の提出、届出をする際は、期限を守り、適正に手続きを行うこと。
- (4) 保健所や消防職員の視察があった際には対応すること。また、必要な措置を指示された場合には従うこと。
- (5) 出店に係る権利を他人に譲渡または委託しないこと。
- (6) 出店時間中は、砂沼親子マラソン大会実行委員会が交付する出店許可証をキッチンカーの外から常に見える位置に提示すること。
- (7) 出店事業者はゴミ箱を設置し、販売した飲食物のごみを回収・処分すること。また、他の出店事業者のゴミ箱に捨てられたり、不法投棄されないように対策を講じること。
- (8) 出店事業者は、出店場所その周辺を適宜清掃し、美化維持に努めること。
- (9) 営業に必要な電気や水等は、出店事業者が自ら用意すること。また、出店により生じた排水は、出店事業者が持ち帰り、処分すること。
- (10) 火気を使用する場合は、安全対策を万全にし、事故防止に努めること。
- (11) 大会参加者、関係者等の迷惑とならないよう、騒音、振動、異臭等の発生防止に努めること。
- (12) 店の意匠や販売員の服装が周囲の景観と著しく不調和でないこと。
- (13) 出店による事故や苦情等のトラブルは、出店事業者の責任において対処すること。また、トラブルが発生した場合は、速やかにその内容を大会本部へ報告すること。
- (14) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び宣伝活動を行わないこと。
- (15) 出店事業者は、自己都合により出店を中止する場合は、砂沼親子マラソン大会実行委員会へ報告すること。
- (16) 食品のアレルゲン表示を適切に行うこと。
- (17) 食中毒が発生した場合は、食品衛生法等に基づく対応をするとともに、速やかに砂沼親子マラソン大会実行委員会へ報告し、出店事業者の責任のもと誠意をもって対処すること。
- (18) 出店事業者は、この要項のほか法令等も遵守すること。

6. その他

- (1) 砂沼親子マラソン大会実行委員会に提出された書類の返却には応じない。
- (2) 応募に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 必要に応じて、砂沼親子マラソン大会実行委員会から追加書類等の提出を求められた場合は対応すること。
- (4) イベントが中止、または、出店が取消しとなった場合、砂沼親子マラソン大会実行委員会からの補償は一切ないものとする。

（５）過去に市有地や市主催のイベントの出店で当募集要項「５．遵守事項」に違反した者は、応募を認めない場合がある。

（６）本要項に定めのない事項については、砂沼親子マラソン大会実行委員会と出店事業者で協議すること。

（７）出店申込時の個人情報については、事務局からの各種連絡等以外には使用または開示をいたしません。

７．問い合わせ先

砂沼親子マラソン大会実行委員会

電話０２９６－４５－８９９７

メール：sports@city.shimotsuma.lg.jp